

令和2年分

こうすればできる！

確定申告



第1章 所得税等の確定申告	
1 所得税等の確定申告とは	2
2 所得税の課税制度の種類	4
第2章 申告用紙の種類と納税方法	
1 使用する申告用紙	6
2 申告書の提出時期	6
3 申告書の提出先	6
4 申告書の提出方法	7
5 納税の方法	7
6 還付金の受取方法	7
第3章 申告所得税額の計算	
1 所得金額の計算	8
2 課税所得金額の計算	13
3 所得税額の計算	21
4 基準所得税額の計算	21
5 所得税額等の申告納税額の計算	23
第4章 確定申告書の添付書類	
1 本人確認書類	24
2 その他の添付書類	24
第5章 こんな場合の申告は？	
I 不動産収入を受け取った場合（不動産所得）	26
II 利子や配当金を受け取った場合	28
III 年金収入があった場合	30
IV 退職金を受け取った場合	32
V 震災や風水害、火災、盗難などに遭った場合	33
VI 一定額以上の医療費を支払った場合	34
VII 株式等の売却収入があった場合	36
VIII 土地や建物を売却した場合	39
IX マイホームを取得・リフォーム等した場合	42

1 所得税等の確定申告とは

① 確定申告

所得税等（所得税＋復興特別所得税）の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間を区切り、その間に発生したすべての所得金額をもとに所得税等の額を計算し、源泉徴収税額や予定納税額などとの過不足額を精算するため、申告期限までに税務署に確定申告書を提出する手続きのことです。

② 確定申告が必要になる場合

少なくとも次の①から④のいずれかに該当する場合、所得税等の確定申告が必要となります。

区分	概要
<p>① 給与所得がある方 ※大半の方は、勤務先での年末調整により所得税等が精算されているため、確定申告は不要です</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>上記の計算の結果、納税額がある方で、次の⑦～⑩のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 給与の収入金額が2,000万円を超える ⑧ 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、給与所得と退職所得を除く各種の所得金額（以下同じ）の合計額が20万円を超える ⑨ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額との合計額が20万円を超える ⑩ 給与のほかに、貸付金の利子、店舗や工場の賃貸料などの支払を受けた ⑪ 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた ⑫ 家事使用人などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている
② 公的年金等の雑所得のみの方	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いて残額がある場合
③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合
④ ①～③以外の方	上記①の計算の結果、納税額がある場合

③ 確定申告をすれば税金が戻ることも

源泉徴収税額や予定納税額が納め過ぎになっているときは、還付を受けるための確定申告（還付申告）をすると税金が還付されます。

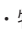

還付申告といっても、申告書の用紙や記載内容は通常の確定申告書と同じです。

なお、給与所得者や、公的年金等の雑所得がある方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、退職所得を除き、その他の各種所得も申告する必要があります。

区分	概要
① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合
② 給与所得者 ※ 年末調整で適用されない所得控除や税額控除の適用を受ける場合、年末調整で適用を漏らした所得控除や税額控除がある場合など	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得控除に代えて特定支出控除を受ける場合 ● 雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受ける場合 ● 配当控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などの税額控除を受ける場合
③ 公的年金等の雑所得のみの方	生命保険料控除、地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除や税額控除を受ける場合
④ 年の途中で退職した後就職しなかった方	給与所得について年末調整がされていない場合
⑤ 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる ・ 退職金の受取時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、税率 20.42%での源泉徴収税額が再計算した税額を超えている
⑥ 予定納税がある方	前年分の所得税に基づき計算した予定納税額が、その年分の計算した税額を超えている場合

4 非課税所得

非課税所得とは、社会政策その他の見地から所得税が課されない所得のことで、確定申告の必要はありません。主な非課税所得は以下のとおりです。

区分	非課税所得の項目及び内容
利子・配当所得関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等の少額預金などの利子（いわゆる「特別」） ● いわゆる「財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄」の利子等 ● オープン型証券投資信託の特別分配金 ● いわゆる「NISA、ジュニア NISA」口座内の少額上場株式等の配当等
給与所得・公的年金関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金等 ● 給与所得者に支給される一定の旅費、限度額内の通勤手当、職務遂行上必要な現物給与 ● いわゆる「税制適格ストック・オプション」
譲渡所得関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に通常必要な動産の譲渡による所得等 ● 資力喪失の場合の強制換価手続による譲渡所得等 ● いわゆる「NISA、ジュニア NISA」口座内の少額上場株式等の譲渡所得等 ● 国や地方公共団体等に財産を寄附した場合の譲渡所得等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● オリンピック、パラリンピックにおいて財団法人日本オリンピック委員会等から交付される金品 ● 学資金及び扶養義務を履行するために給付される金品 ● 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの ● 心身に加えられた損害や突発的な事故による損害に対して取得する保険金、損害賠償金、慰謝料など ● 特別定額給付金など新型コロナウイルス感染症防止対策に係る一定の給付金

2 所得税の課税制度の種類

所得税の計算では、適正な税負担などの観点から、所得の種類に応じて課税制度が3つに分けられています。それぞれの課税制度の内容は次のとおりです。

① 総合課税制度

総合課税制度とは、各種の所得金額を合計して所得税額を計算するというものです。総合課税の対象となるのは、次の所得です。

- ① 利子所得（源泉分離課税とされるものを除く）
- ② 配当所得（源泉分離課税とされるもの、申告不要を選択したもの、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を除く）
- ③ 不動産所得
- ④ 事業所得（株式等の譲渡による事業所得を除く）
- ⑤ 給与所得
- ⑥ 譲渡所得（土地・建物など及び株式等の譲渡による所得を除く）
- ⑦ 一時所得（源泉分離課税とされるものを除く）
- ⑧ 雑所得（株式等の譲渡による雑所得、源泉分離課税とされるものを除く）

上記の①から⑧までの所得の金額について、一定の方法により合計した総所得金額から、所得控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算します。

② 源泉分離課税制度

源泉分離課税制度とは、他の所得と完全に切り離して、所得の支払を受ける際に20.315%（所得税等15.315%、住民税5%）等の税率で源泉徴収された税額のみで、所得税等の納税が完結するというものです。

源泉分離課税の対象となるのは、主に、利子所得に該当する一定の預貯金等の利子など（総合課税又は申告分離課税の対象となるものを除く）です。

③ 申告分離課税制度

申告分離課税制度とは、他の所得金額と合計せず、切り離して税額を計算し（この点が総合課税制度と異なります）、確定申告によりその税額を納める（この点が源泉分離課税制度と異なります）というものです。

申告分離課税制度の対象となるものに、山林所得、土地や建物などの売却による譲渡所得、株式等の売買による譲渡所得などがあります。また、特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます。

④ 所得の種類に応じた課税方法の一覧表

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業、農・漁業、自由職業などの自営業から生じる所得	総合
	事業規模での株式等の譲渡所得や先物取引の所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生じる所得	総合
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
	特定公社債の利子などの所得	申告分離
	申告不要制度を選択した場合	申告不要
	預貯金の利子などの所得	源泉分離
配当所得	法人から受ける剰余金や利益の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得	総合
	申告不要制度を選択した場合	申告不要
	上場株式等の配当等で、申告分離課税を選択した場合	申告分離
	私募の特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	総合
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	
	業務 原稿料や講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入による所得	
	その他 生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得	
	先物取引に係る所得	申告分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※事業所得・雑所得となる株式等の譲渡を除く	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下である一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	所有期間が5年を超える山林（立木）を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

1 使用する申告用紙

実際に確定申告をする場合には、申告する所得に応じて、次の申告書を使用します。

使用する申告書	使用するケース
申告書A	申告する所得が、給与所得や公的年金等・その他の雑所得、配当所得、一時所得のみで、予定納税額のない場合 ※前年分からの繰越し損失額を差し引く場合を除く
申告書B	所得の種類にかかわらず、すべての申告 ※前年分からの繰越し損失額を差し引く場合を含む
+ 第3表 (分離課税用) の併用	<ul style="list-style-type: none"> ●土地や建物などの譲渡所得がある場合 ●株式等の譲渡所得などがある場合 ●申告分離課税の上場株式等の配当所得等がある場合 ●申告分離課税の先物取引の雑所得などがある場合 ●山林所得や退職所得がある場合
+ 第4表 (損失申告用) の併用	<ul style="list-style-type: none"> ●所得金額が赤字の場合 ●所得金額から雑損控除額を控除すると赤字になる場合 ●所得金額から繰越し損失額を控除すると赤字になる場合

2 申告書の提出時期

令和2年分の所得税等の確定申告書の提出は、令和3年2月16日（火曜日）から3月15日（月曜日）までです。

なお、還付申告書は、令和3年2月15日（月曜日）以前でも提出できます。

3 申告書の提出先

所得税の確定申告書は、申告者の申告書提出時の住所地等を所轄する税務署長に提出することになっています。

4 申告書の提出方法

- ① e-Tax で送信する。
- ② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。
※郵送等の場合には、郵便又は信書便の送信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。
万が一、郵便又は信書便以外の方法で申告書を提出した場合には、税務署に申告書が到達した日が提出日となるので、注意が必要です。
- ③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。
※税務署の時間外収受箱へ投函して提出することもできます。

5 納税の方法

令和2年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の納期限は、令和3年3月15日（月曜日）です。

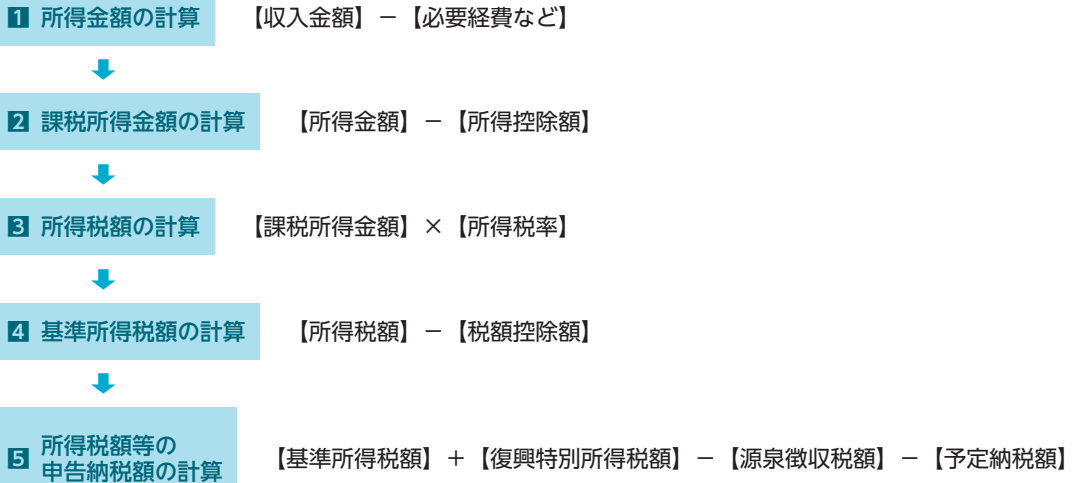
- ① 振替納税を利用する。
※令和2年分の所得税等の確定申告分（第3期分）の振替日は、令和3年4月19日（月曜日）です。
- ② e-Tax で納付する。
- ③ クレジットカードで納付する。
※一度の手続で納付税額が1,000万円未満、かつ、クレジットカードの決済限度額以下に限られます。
※別途、納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ④ QRコードによりコンビニエンスストアで納付する。
※納付税額が30万円以下の場合に限られます。
- ⑤ 金融機関又は税務署の窓口へ、納付書を持参して現金で納付する。
※納期限（令和3年3月15日）までに納税しなかった場合、振替納税を利用していたにもかかわらず残高不足等により振替日（令和3年4月19日）に振替できなかった場合には、納期限の翌日（3月16日）から納付日まで延滞税がかかるので、ご注意ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税に限らず国税の納税が困難な場合には、納税猶予の特例制度が設けられています。

6 還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。

なお、預貯金口座への振込を依頼（申告書に記入）しなかった場合には、税務署から「国庫金送付通知書」が送付されてきますので、これをゆうちょ銀行か郵便局に持参すれば、現金で受け取ることもできます。

申告所得税額の計算の流れは次のとおりです。



以下では、実際に確定申告書 B を使用して、説明していきます。

1 所得金額の計算

所得税の計算上、所得はその性質によって次の 10 種類に分けられ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

- ① 事業所得 ② 不動産所得 ③ 利子所得 ④ 配当所得 ⑤ 給与所得
⑥ 雑所得 ⑦ 譲渡所得 ⑧ 一時所得 ⑨ 退職所得 ⑩ 山林所得

以下では、総合課税される主な所得について概要、所得金額の計算、注意点などについて説明していきます。なお、以下の説明では、所得税に復興特別所得税（所得税額の 2.1%、平成 25 年分から令和 19 年〔2037 年〕分まで適用）を含めたものを、「所得税等」としています。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、次のような措置が設けられています。

- ・住宅ローン控除の入居期限要件の弾力化
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合の寄付金控除の適用

さらに、確定申告税額の納税が困難な方への措置として、国税を一時に納付することが困難な場合の納税の猶予制度が設けられています。

なお、申告にあたっては、国税庁のウェブサイトなどで最新の情報をご確認ください。